

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月18日

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会
理事長 岩 永 裕 貴

令和7年規則第 2 号

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則の一部を改正する規則

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則(昭和56年9月1日規則第1号)の一部を次のように改正する。

第36条の2に次の1項を加える。

- 2 会員が申し出た育児休業が、その休業を開始した日の属する月とその休業が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業の日数が14日以上である場合は、前項の規定にかかわらず、当該月に係る掛金は、徴収しない。

付 則

(施行期日)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(改正理由)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)の施行により、育児休業等期間中における社会保険料の免除要件が改正され、当該法律の施行に伴い、掛金(保険料)の免除要件が改正された共済組合と同様の取り扱いとするよう、所要の規定整備を行う必要があるため、改正するものである。